

諮詢序：防衛大臣

諮詢日：令和7年9月30日（令和7年（行情）諮詢第1109号）

答申日：令和7年12月10日（令和7年度（行情）答申第699号）

事件名：行政文書ファイル「平成22年度決定6」につづられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「行政文書ファイル（平成22年度決定6）に綴られた文書の全て」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書17」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成31年3月8日付け防官文第3818号及び令和4年3月11日付け同第4025号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮詢序」という。）が行った開示決定及び一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付書類は省略する。

（1）原処分1について

（略）

（2）原処分2について

ア 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ及びウ （略）

エ 文書の特定に漏れがないか確認を求める。

開示請求者は確認できないので、文書の特定に漏れがないか、念のため確認を求める。

オ （略）

第3 謝問序の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成31年3月8日付け防官文第3818号により、本件対象文書のうち、文書1（「答申書の交付について（府情個第2691号。平成22年9月14日）」のみ。）について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分1）を行った後、令和4年3月11日付け同第4025号により、本件対象文書のうち、文書1（「答申書の交付について（府情個第2691号。平成22年9月14日）」を除く。）及び文書2ないし文書17について、法5条1号、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年5か月及び約3年5か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及びその理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号、3号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (2) 審査請求人は、「文書の特定に漏れがないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (3) 審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法19条1項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。
- (4) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年9月30日 濟問の受理
- ② 同日 濟問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月16日 審議
- ④ 同年12月4日 本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分序は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、濟問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。なお、本件において、濟問庁は原処分1に係る審査請求についても併せて濟問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書を特定した経緯について、当審査会事務局職員をして濟問庁に確認させたところ、濟問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、行政文書ファイル「平成22年度決定6」につづられた文書の全ての開示を求めるものであることから、開示請求受付時点（平成31年1月8日）において当該行政文書ファイルにつづられていた本件対象文書を特定した。

イ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

(2) これを検討するに、上記（1）アの本件対象文書の特定方法に問題はない上、上記（1）イの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする濟問庁の説明に不自然、不合理な点はない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表の番号1ないし5、10ないし13、18ないし21、26ないし28、32ないし35、40ないし43、47ないし49、52ない

し54、58ないし60、64ないし66、70ないし73、78ないし81、86ないし88、92ないし95、100ないし102、106ないし109及び114ないし118の不開示部分について

- ア 当該部分には、防衛省において作成された文書に係る起案者、決裁者及び担当者の氏名並びに印影等が記載されていると認められる。
- イ 諮問庁は、当該部分を不開示とした理由について、別表の上記番号の「不開示とした理由」欄のとおり説明し、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁からおおむね次のとおり説明があつた。

当該部分を開示すると、特定部署内の職員を対象とした開示請求等が繰り返し行われる可能性があり、そうすると、対象となつた職員が萎縮するなど、個人の権利利益を害するおそれ、さらには特定部署内の業務や各職員の異動先の業務に関して執ように開示請求等が行われ、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

ウ これを検討するに、当該部分を開示すると、特定の職員を対象とした開示請求等が繰り返し行われる可能性があり、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記イの諮問庁の説明は否定し難く、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- (2) 別表の番号6ないし8、14ないし16、22ないし24、29、30、36ないし38、44、45、50、55、56、61、62、67、74ないし76、82ないし84、89、90、96、97、103、104、110ないし112、119及び120の不開示部分について

- ア 当該部分には、防衛省における担当者の内線番号及びメールアドレスが記載されていると認められる。
- イ これを検討するに、当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることについては、これを否定することはできない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

- (3) 別表の番号9、17、25、31、39、46、51、57、63、68、77、85、91、98、105、113及び121の不開示部分について

- ア 当該部分には、異議申立人又は開示請求者の氏名、住所、電話番号

及び印影等が記載されていると認められる。

イ これを検討するに、当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 別表の番号6 9の不開示部分について

ア 当該部分には、自衛隊情報保全隊の情報関心の対象が具体的に特定して記載されているものと認められる。

イ これを検討するに、当該部分は、これを公にすることにより、当該対象をして、同隊が当該対象に情報関心を有していることを明確に認識させ、自衛隊への働き掛け等を行おうとする場合に、当該働き掛け等をより巧妙化させるなど、自衛隊の情報保全業務に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき、相当な理由があると認められる。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき、相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(5) 別表の番号9 9の不開示部分について

ア 当該部分には、海上自衛隊における情報収集の対象及びその収集項目が具体的かつ詳細に記載されているものと認められる。

イ これを検討するに、当該部分は、これを公にすることにより、海上自衛隊における情報収集能力、収集情報の分類、整理の在り方及び情報関心が推察され、じ後の効果的な情報収集活動に支障が生じ、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障が生じるおそれがあり、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対

象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号、3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

本件対象文書

- 文書1 行政文書開示決定通知書（平成22年6月10日付け防官文第7606号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書2 行政文書開示決定通知書（平成22年1月28日付け防官文第808号及び防官文第809号並びに同年4月26日付け防官文第5678号）による開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書3 行政文書開示決定通知書（平成22年4月5日付け防官文第4400号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書4 行政文書不開示決定通知書（平成20年5月7日付け防官文第5740号）による不開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書5 行政文書開示決定通知書（平成21年12月16日付け防官文第14158号及び平成22年3月31日付け防官文第4066号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書6 行政文書開示決定通知書（平成22年3月23日付け防官文第3274号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書7 行政文書不開示決定通知書（平成20年8月4日付け防官文第9178号）による不開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書8 行政文書不開示決定通知書（平成21年4月22日付け防官文第5467号）による不開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書9 行政文書開示決定通知書（平成21年12月24日付け防官文第14487号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書10 行政文書開示決定通知書（平成21年2月20日付け防官文第1964号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書11 行政文書開示決定通知書（平成21年12月24日付け防官文第14476号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書12 行政文書開示決定通知書（平成22年8月25日付け防官文第10717号）による開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書13 行政文書開示決定通知書（平成21年8月3日付け防官文第9284号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書14 行政文書不開示決定通知書（平成21年9月7日付け防官文第10406号）による不開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書15 行政文書開示決定通知書（平成22年2月26日付け防官文第2079号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書16 行政文書開示決定通知書（平成22年2月1日付け防官文第971号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書17 行政文書開示決定通知書（平成21年7月3日付け防官文第8192号）による開示決定処分に係る異議申立てについて

別表

番号	本件対象文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1	1 枚目の起案者の氏名及び印影	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
2		1 枚目の「合議」欄及び「主管」欄の全部	
3		2 枚目の訂正印の印影	
4		9 枚目及び 15 枚目のそれぞれ一部（送信者の内線番号及びメールアドレスを除く。）	
5		10 枚目の担当者名	
6		1 枚目の起案者の内線番号	国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来たすなど、防衛省・自衛隊の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
7		9 枚目及び 15 枚目のそれぞれ送信者の内線番号及びメールアドレス	
8		10 枚目の担当者の内線番号	
9	文書 2	3 枚目から 6 枚目まで、8 枚目、16 枚目及び 24 枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
10		1 枚目の起案者の氏名及び印影	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、こ
11		1 枚目の「合	

	議」欄及び「主管」欄の全部	れを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
1 2	3 6枚目、5 0枚目、5 2枚目、5 4枚目及び5 9枚目から6 2枚目までのそれぞれ一部 (送信者の内線番号及びメールアドレスを除く。)	
1 3	3 7枚目、4 3枚目、5 1枚目、5 3枚目及び5 5枚目のそれぞれ担当者名	
1 4	1枚目の起案者の内線番号	国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来たすなど、防衛省・自衛隊の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
1 5	3 6枚目、5 0枚目、5 2枚目、5 4枚目及び5 9枚目から6 2枚目までのそれぞれ送信者の内線番号及びメールアドレス	
1 6	3 7枚目、4 3枚目、5 1枚目、5 3枚目及び5 5枚目のそれぞれ担当者の内線番号	
1 7	3枚目、1 5枚目、2 3枚目、2 9枚目から3 3枚目まで、3	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の

		5枚目、39枚目、40枚目、42枚目、45枚目、46枚目、49枚目、63枚目、64枚目、70枚目から72枚目まで、80枚目から82枚目まで及び94枚目のそれぞれ一部	権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
18	文書3	1枚目の起案者の氏名及び印影	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
19		1枚目の「合議」欄及び「主管」欄の全部	
20		16枚目及び21枚目のそれぞれ一部（送信者の内線番号及びメールアドレスを除く。）	
21		17枚目の担当者名	
22		1枚目の起案者の内線番号	国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来たすなど、防衛省・自衛隊の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
23		16枚目及び21枚目のそれぞれ送信者の内線番号及びメールアドレス	
24		17枚目の担当者の内線番号	
25		3枚目、11枚目から13枚目まで、15枚	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、こ

		目、22枚目、 23枚目及び3 1枚目のそれぞ れ一部	れを公にすることにより、なお個人の 権利利益を害するおそれがあることか ら、法5条1号に該当するため不開示 とした。
26	文書4	1枚目の起案者 の氏名及び印影	個人に関する情報であり、特定の個 人を識別することができ、又は特定の 個人を識別することはできないが、こ れを公にすることにより、なお個人の 権利利益を害するおそれがあるとともに、 国の機関が行う事務に関する情報 であり、これを公にすることにより、 事務の適正な遂行に支障を及ぼすお それがあることから、法5条1号及び6 号柱書きに該当するため不開示とし た。
27		1枚目の「合 議」欄及び「主 管」欄の全部	
28		14枚目から1 6枚目までのそ れぞれ一部（担 当者の内線番号 を除く。）	
29		1枚目の起案者 の内線番号	国の機関が行う事務に関する情報 であり、これを公にすることにより、偽 計等の対象とされ、緊急時あるいは必 要な部外との連絡・調整に支障を來た すなど、防衛省・自衛隊の事務の適正 な遂行に支障を及ぼすおそれがあるこ とから、法5条6号柱書きに該当する ため不開示とした。
30		14枚目から1 6枚目までのそ れぞれ担当者の 内線番号	
31	3枚目、10枚 目から13枚目 まで及び28枚 目のそれぞれ一 部	個人に関する情報であり、特定の個 人を識別することができ、又は特定の 個人を識別することはできないが、こ れを公にすることにより、なお個人の 権利利益を害するおそれがあることか ら、法5条1号に該当するため不開示 とした。	
32	文書5	1枚目の起案者 の氏名及び印影	個人に関する情報であり、特定の個 人を識別することができ、又は特定の 個人を識別することはできないが、こ れを公にすることにより、なお個人の 権利利益を害するおそれがあるとともに、 国の機関が行う事務に関する情報 であり、これを公にすることにより、
33		1枚目の「合 議」欄及び「主 管」欄の全部並 びに訂正印の印 影	

3 4		3 2 枚目、3 4 枚目、4 6 枚目及び4 8 枚目のそれぞれ担当者名	事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
3 5		3 3 枚目及び4 7 枚目のそれぞれ一部（送信者の内線番号及びメールアドレスを除く。）	
3 6		1 枚目の起案者の内線番号	国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来たすなど、防衛省・自衛隊の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
3 7		3 2 枚目、3 4 枚目、4 6 枚目及び4 8 枚目のそれぞれ担当者の内線番号	
3 8		3 3 枚目及び4 7 枚目のそれぞれ送信者の内線番号及びメールアドレス	
3 9		3 枚目、1 1 枚目、2 2 枚目から2 5 枚目まで、2 7 枚目から2 9 枚目まで、3 1 枚目及び6 5 枚目から6 8 枚目までのそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
4 0	文書 6	1 枚目の起案者の氏名及び印影	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに
4 1		1 枚目の「合議」欄及び「主管」欄の全部	

4 2		2枚目の訂正印の印影	に、国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
4 3		20枚目及び21枚目のそれぞれ一部（担当者の内線番号を除く。）	に、国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
4 4		1枚目の起案者の内線番号	に、国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来たすなど、防衛省・自衛隊の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
4 5		20枚目及び21枚目のそれぞれ担当者の内線番号	に、国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来たすなど、防衛省・自衛隊の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
4 6		3枚目、12枚目から14枚目まで、19枚目、36枚目、37枚目及び46枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
4 7	文書7	1枚目の起案者の氏名及び印影	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
4 8		1枚目の「合議」欄及び「主管」欄の全部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
4 9		2枚目の訂正印の印影	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
5 0		1枚目の起案者の内線番号	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来たすなど、防衛省・自衛隊の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。

			すなど、防衛省・自衛隊の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
5 1		3枚目、14枚目から17枚目まで、33枚目、34枚目及び45枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
5 2	文書8	1枚目の起案者の氏名及び印影	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
5 3		1枚目の「合議」欄及び「主管」欄の全部	
5 4		15枚目及び16枚目のそれぞれ一部（担当者の内線番号を除く。）	
5 5		1枚目の起案者の内線番号	国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来たすなど、防衛省・自衛隊の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
5 6		15枚目及び16枚目のそれぞれ担当者の内線番号	
5 7		3枚目、9枚目、10枚目、13枚目、14枚目、28枚目、29枚目及び35枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。

5 8	文書 9	1 枚目の起案者の氏名及び印影	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
5 9		1 枚目の「合議」欄及び「主管」欄の全部	
6 0		16 枚目から 19 枚目まで及び 28 枚目のそれ一部（担当者の内線番号を除く。）	
6 1		1 枚目の起案者の内線番号	国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来たすなど、防衛省・自衛隊の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
6 2		16 枚目から 19 枚目まで及び 28 枚目のそれ担当者の内線番号	
6 3		3 枚目、10 枚目、11 枚目、13 枚目、15 枚目、21 枚目、29 枚目及び 30 枚目のそれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
6 4	文書 10	1 枚目の起案者の氏名及び印影	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
6 5		1 枚目の「合議」欄及び「主管」欄の全部	
6 6		2 枚目の印影	

67		1枚目の起案者の内線番号	国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来たすなど、防衛省・自衛隊の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
68		3枚目、10枚目、13枚目、15枚目、17枚目、19枚目、21枚目及び22枚目のそれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
69		18枚目の一部	これを公にすることにより、陸上自衛隊情報保全における情報関心の傾向が推察されるため、じ後の防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
70	文書11	1枚目の起案者の氏名及び印影	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
71		1枚目の「合議」欄及び「主管」欄の全部	
72		17枚目の担当者名	
73		25枚目から28枚目までのそれ一部（送信者の内線番号を除く。）	
74		1枚目の起案者の内線番号	国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽

75		17枚目の担当者の内線番号	計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来たすなど、防衛省・自衛隊の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
76		25枚目から28枚目までのそれぞれ送信者の内線番号	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
77		3枚目、10枚目、11枚目、14枚目、16枚目、39枚目、40枚目及び47枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
78	文書12	1枚目の起案者の氏名及び印影	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
79		1枚目の「合議」欄及び「主管」欄の全部	
80		11枚目の一部 (送信者の内線番号及びメールアドレスを除く。)	
81		12枚目の担当者名	
82		1枚目の起案者の内線番号	国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来たすなど、防衛省・自衛隊の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
83		11枚目の送信者の内線番号及びメールアドレス	
84		12枚目の担当者の内線番号	
85		3枚目、5枚目から7枚目まで、9枚目、10枚目、15枚	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の

		目、16枚目及び18枚目のそれぞれ一部	権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
86	文書13	1枚目の起案者の氏名及び印影	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
87		1枚目の「合議」欄及び「主管」欄の全部	
88		21枚目及び22枚目のそれぞれ担当者名	
89	文書14	1枚目の起案者の内線番号	国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来たすなど、防衛省・自衛隊の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
90		21枚目及び22枚目のそれぞれ担当者の内線番号	
91		3枚目、11枚目から13枚目まで、15枚目、20枚目、26枚目、27枚目及び35枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
92	文書14	1枚目の起案者の氏名及び印影	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、
93		1枚目の「合議」欄及び「主管」欄の全部	
94		16枚目、17枚目、27枚目	

		及び28枚目の それぞれ一部 (担当者の内線 番号を除く。)	事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
95		18枚目の一部	
96		1枚目の起案者 の内線番号	国の機関が行う事務に関する情報で あり、これを公にすることにより、偽 計等の対象とされ、緊急時あるいは必 要な部外との連絡・調整に支障を來た など、防衛省・自衛隊の事務の適正 な遂行に支障を及ぼすおそれがあるこ とから、法5条6号柱書きに該当する ため不開示とした。
97		16枚目、17 枚目、27枚目 及び28枚目の それぞれ担当者 の内線番号	個人に関する情報であり、特定の個 人を識別することができ、又は特定の 個人を識別することはできないが、こ れを公にすることにより、なお個人の 権利利益を害するおそれがあることか ら、法5条1号に該当するため不開示 とした。
98		3枚目、10枚 目、13枚目か ら15枚目ま で、37枚目、 38枚目及び4 5枚目のそれ ぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個 人を識別することができ、又は特定の 個人を識別することはできないが、こ れを公にすることにより、なお個人の 権利利益を害するおそれがあることか ら、法5条1号に該当するため不開示 とした。
99		25枚目及び2 6枚目のそれ ぞれ一部	海上自衛隊が情報を収集する対象及 びその具体的な収集項目が網羅されて おり、これを公にすることにより、海上 自衛隊の情報関心、情報業務に關する 能力又は情報関心の現状が推察され 、じ後の効果的な情報収集活動に支 障が生じ、ひいては防衛省・自衛隊の 任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、 国の安全を害するおそれがあることか ら、法5条3号に該当するため不開示 とした。
100	文書15	1枚目の起案者 の氏名及び印影	個人に関する情報であり、特定の個 人を識別することができ、又は特定の 個人を識別することはできないが、こ れを公にすることにより、なお個人の 権利利益を害するおそれがあるとともに、 国の機関が行う事務に関する情報
101		1枚目の「合 議」欄及び「主 管」欄の全部	
10		48枚目、49	

2		枚目及び52枚目のそれぞれ一部（担当者の内線番号を除く。）	であり、これを公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
103		1枚目の起案者の内線番号	国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来たすなど、防衛省・自衛隊の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
104		48枚目、49枚目及び52枚目のそれぞれ担当者の内線番号	48枚目、49枚目及び52枚目のそれぞれ担当者の内線番号
105		3枚目、4枚目、39枚目から41枚目まで、47枚目及び51枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
106	文書16	1枚目の起案者の氏名及び印影	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
107		1枚目の「合議」欄及び「主管」欄の全部	1枚目の「合議」欄及び「主管」欄の全部
108		17枚目の一部（送信者の内線番号及びメールアドレスを除く。）	17枚目の一部（送信者の内線番号及びメールアドレスを除く。）
109		18枚目及び19枚目のそれぞれ担当者名	18枚目及び19枚目のそれぞれ担当者名
110		1枚目の起案者の内線番号	1枚目の起案者の内線番号
111		17枚目の送信者の内線番号及	17枚目の送信者の内線番号及

		びメールアドレス	すなど、防衛省・自衛隊の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
1 1 2		18枚目及び19枚目のそれぞれ担当者の内線番号	
1 1 3		3枚目、12枚目から14枚目まで、16枚目、36枚目、37枚目及び46枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
1 1 4	文書17	1枚目の起案者の氏名及び印影	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
1 1 5		1枚目の「合議」欄及び「主管」欄の全部	
1 1 6		2枚目の印影	
1 1 7		16枚目及び17枚目のそれぞれ担当者名	
1 1 8		18枚目の一 部	
1 1 9		1枚目の起案者の内線番号	国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来たすなど、防衛省・自衛隊の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
1 2 0		16枚目及び17枚目のそれぞれ担当者の内線番号	
1 2 1		3枚目、14枚目、20枚目、21枚目、23枚目から25枚	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の

		目まで、36枚目、38枚目及び39枚目のそれぞれ一部	権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
--	--	----------------------------	--